

帯広市下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に関する事務手続フロー(二次以下下請)

施工体制台帳により加入状況を確認
【市監督員】

未加入建設業者に該当

加入・適用除外

【市監督員】

- 施工体制台帳、下請契約書の写しを契約管財課に回付する。
- 受注者に対し、当該下請負人が社会保険等に加入するよう指導し、「確認書類」(未加入の社会保険等について届出義務を履行したことを確認できる書類) または「理由書」(第1号様式)を30日以内に提出するよう通知(第4号様式)
- 期間の延長を求めるときは、適切に加入指導を行っていることを示す書面を提出(第5号様式)

「確認書類または理由書」の提出期間の延長を求めない場合

「確認書類または理由書」の提出期間の延長を求める場合

適切な加入指導を行っていないなど、相当の理由があると認められない場合

適切な加入指導を行っているなど、相当の理由があると認める場合

提出期間の延長の未承認について通知(第7号様式)【市→受注者】

「確認書類または理由書」の提出期間を延長。提出期間の延長の承認について通知(第6号様式)【市→受注者】
※二次下請負人は60日、三次以下下請負人は90日

提出期間内に確認書類が提出されない場合
かつ
特別の理由を有しないと認めた場合【市契約管財課】

特別の理由を有すると認めた場合【市契約管財課】

提出期間内に確認書類が提出された場合

特別の理由を有しないと認めた通知(第3号様式)【市→受注者】

特別の理由を有すると認めた通知(第8号様式)【市→受注者】

ペナルティ
指名停止、工事成績評定の減点

ペナルティなし